

新事業・食品産業部長

輸出・国際局長

消費・安全局長

農産局長

経営局長

農村振興局長

技術会議事務局長

林野庁長官

水産庁長官

畜産局長

家畜の飼養管理に関する技術的な指針のうち「実施が推奨される事項」の
達成目標について

農林水産省は、家畜のアニマルウェルフェアについて、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）において、国際基準等により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下「指針」という。）を示し、その普及を図ってきました。

こうした中、令和 6 年度において、生産現場における指針の取組状況を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、局長通知において今後設定することとしていた、指針における「実施が推奨される事項」について具体的にいつまでの実施を目指すのかに関し、令和 7 年度に有識者らによる検討が行われました。

本通知は、達成目標年の設定に係る検討会においてまとめられた結果や消費者等を含む意見交換会での意見等を踏まえ、別紙のとおり具体的な目標を定めるものです。

このことについて、別添のとおり、畜産関係者に対し周知していますので、貴職におかれても御了知の上、所管する関係団体に対する周知をお願いいたします。